

○阿波市就学援助費交付要綱

平成17年12月28日

教育委員会告示第11号

改正 平成20年3月12日教委告示第3号

平成21年2月5日教委告示第4号

平成25年11月1日教委告示第10号

平成26年6月2日教委告示第7号

平成26年12月25日教委告示第16号

(目的)

第1条 この告示は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由のため就学が困難と認められる児童及び生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者に対し、就学援助費(以下「援助費」という。)を交付することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(交付の対象者)

第2条 援助費の交付を受けることができる者は、公立の小学校若しくは中学校(以下「学校」という。)に在学し、阿波市に住所を有する児童生徒の保護者又は阿波市教育委員会(以下「教育委員会」という。)により阿波市立の学校への就学が許可された阿波市以外に住所を有する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)
- (2) 要保護者に準ずる程度に経済的に困窮している者で、教育委員会が交付を必要と認めた者

(援助費の種類)

第3条 援助費の種類は、次の各号に掲げるものとし、援助費の額は、予算の範囲内で毎年度別に定める。ただし、要保護者が法第13条の規定により教育扶助を受けているときは、第1号から第5号までの援助費は、これを交付しない。

- (1) 学用品費・通学用品費
- (2) 通学費
- (3) 校外活動費
- (4) 新入学児童生徒学用品費
- (5) 学校給食費

(6) 修学旅行費

(7) 医療費(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定により学校において治療の指示を受けた疾病に限る。)

(8) その他教育委員会が教育上必要と認める経費
(申請)

第4条 援助費の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、就学援助申請書(様式第1号)を児童生徒が在学する学校の校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、法第13条の規定による教育扶助が行われている要保護者については、この限りでない。

(認定)

第5条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査するものとする。

2 審査は、保護者の**経済状況**のほか、その児童生徒の日常の生活状況や児童生徒の家庭の状況等を勘案し、総合的に判断することによって行う。

3 教育委員会は、前項の審査結果を申請者に就学援助費受給(認定・却下)決定通知書(様式第2号)により、通知するものとする。

4 教育委員会は、第1項に規定する審査を行うために特に必要があるときは、福祉事務所の長又は民生委員に対して、助言を求めることができる。

(交付方法)

第6条 就学援助費の交付方法は、次のとおりとする。ただし、第3条第7号に規定する援助費においては、直接医療機関に支払うものとする。

(1) 学校長委任払 保護者から援助費の請求、受領の委任を受けた学校長に支払うものをいう。

(2) 直接口座振込 直接保護者名義の口座に振り込むことにより行うものをいう。

2 保護者は、教育委員会が指定する援助費を除き、申請時に前項の交付方法のいずれかを選択するものとする。

(交付方法の変更)

第7条 教育委員会が必要と認めたときは、交付方法を変更することができ、就学援助費交付方法変更通知(様式第3号)により通知するものとする。

(届出)

第8条 援助費を受給している者(以下「受給者」という。)は、第4条の規定により提出した

就学援助申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに学校の校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。

2 受給者は就学援助を必要としなくなったときは、直ちにその旨を就学援助費辞退届(様式第4号)により教育委員会に届け出なければならない。

(目的外使用禁止)

第9条 受給者は、援助費をその交付を受けた目的以外に使用してはならない。

(認定の取消し)

第10条 教育委員会は、前条の規定に違反したとき、受給者が援助を必要としなくなったとき、又は虚偽その他不正の申請をしたときは、その認定を取り消すことができ、就学援助費認定取消通知(様式第5号)により通知するものとする。

(返還)

第11条 教育委員会は、前条の規定により認定を取り消したときは、既に支給した援助費の全部又は一部を返還させることができ、就学援助費返還通知(様式第6号)により通知するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、援助費の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成20年3月12日教委告示第3号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月5日教委告示第4号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月1日教委告示第10号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年6月2日教委告示第7号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年12月25日教委告示第16号)

この告示は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

(様式省略)